

いわき市図書館条例

昭和42年3月31日
いわき市条例第26号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(協議会)

第3条 いわき市立いわき総合図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 協議会の委員の定数は、10人とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

2 昭和41年いわき市告示第24号により施行された内郷市立図書館設置並びに管理条例(昭和35年内郷市条例第5号)は、廃止する。

3 この条例の施行前に内郷市立図書館設置並びに管理条例に基づきなされた委員の任命は、この条例によつてなされたものとみなす。

附 則(昭和42年7月6日いわき市条例第67号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第4条本文の規定にかかわらず、新たに任命された委員の任期は、昭和44年3月31日までとする。

附 則(昭和43年7月5日いわき市条例第28号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行に伴い、新たに任命された委員の任期は、いわき市図書館条例第4条本文の規定にかかわらず、昭和44年3月31日までとする。

附 則(昭和61年3月26日いわき市条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年6月26日いわき市条例第30号)

この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。

附 則(平成24年3月21日いわき市条例第34号)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に従前の協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第4条第1項の規定により、協議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における従前の協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表(第2条関係)

名 称	位 置
いわき市立いわき総合図書館	いわき市平字田町120番地
いわき市立小名浜図書館	いわき市小名浜愛宕上7番地の2
いわき市立勿来図書館	いわき市植田町南町1丁目2番地の2
いわき市立常磐図書館	いわき市常磐関船町作田1番地
いわき市立内郷図書館	いわき市内郷綴町榎下40番地の1
いわき市立四倉図書館	いわき市四倉町字東一丁目50番地